

富士市教育委員会		7月	定例会 臨時会	会議録 (令和7年)
開催日 令和7年7月22日 火曜日 開 会 13時 32分 閉 会 14時 34分			会議場 消防防災庁舎3階研修室	
出席委員の氏名				
教 育 長		太 田 桂	委 員	塩 谷 知 一
教育長職務代理者		和久田 恵 子	委 員	保 科 悦 久
委 員		松 田 靖 子		
出席職員等の氏名				
教育次長		味 岡 俊 雄	青少年相談センター所長	田 中 亘
教育総務課長		佐 野 睦 昭	文化財課長	植 松 良 夫
学校教育課長		若 田 泰 一	博物館長	石 川 武 男
学務課統括主幹		福 永 正 幸	教育総務課調整主幹	清 聡 美
社会教育課長兼青少年教育センター所長		渡 辺 哲 成	教育総務課参事補	寺 内 浩 二
中央図書館長		桑 原 正 壽	教育総務課主幹	遠 藤 綱 輝
富士市立高等学校事務長		榎 俊 英	教育総務課指導主事	瀧 南
富士市立高等学校副校長		飯 嶋 雄 三	教育総務課指導主事	遠 藤 真 輝
教育研修・特別支援教育センター所長		若 月 佳 妙	傍 聴 人	1 人
議題（動議）及び議事の概要				
(議 案)				
議第30号 富士市立高等学校教科用図書の採択について				
議第31号 富士市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱について				
議第32号 富士市指定有形文化財の指定について				
議第33号 富士市立吉永第二小学校学校運営協議会委員の委嘱について				
作成者 遠 藤 真 輝		署名人		

「開会」

教育長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、7月定例会を開会します。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の6月定例会会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声あり)

原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告要旨」

教育長

続きまして、教育次長から報告等がありましたら、お願いします。

教育次長

市議会6月定例会が6月13日から6月30日の間で開催されました。

教育委員会に関連した一般質問は9人の議員から10件ありましたが、答弁要旨につきましては、本日お手元に配付させていただきましたので、後程、御確認くださいようお願いいたします。

「議事の概要」

教育長

これより、議事に入ります。

本日は議決案件3件が提案されておりますが、追加案件として議決案件が1件提案されましたので、合計4件の審議をお願いいたします。

本日の定例会の会議録の署名人を指名いたします。塩谷知一委員と保科悦久委員をお願いします。

教育長

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。

はじめに、「議第30号 富士市立高等学校教科用図書の採択について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

富士市立高等学校副校長の説明

(議第30号 富士市立高等学校教科用図書の採択について説明する)

教育長

これより、議第30号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

塩谷委員

教科書の選定については、先生方が教えやすさや生徒の学びやすさを研究してくださった結果だと思いますので、異論はありません。

その上で、1つお伺いします。例えば教科・外国語の「総合英語Ⅰ」の教科書を変更することが提案されていますが、これは1年生の教科書を変更することになりますよね。この一覧表を拝見すると、2年生は「総合英語Ⅱ」という科目で別の出版社の教科書を使っているようです。学びの連続性という意味で考えると、1年生で採択された出版社のものを、次年度もまた、同出版社の教科書から採択して学習する予定なののでしょうか。それとも2年生は、従前から利用している別の出版社の教材で学ぶことになるのでしょうか。年次移行に伴う、教科書の取扱いや仕組みについて教えていただけますか。

富士市立高等学校副校長

教科書に関しましては、毎年審議して選定採択をします。同じ出版社が連続する場合もありますし、異なる出版社が採択されることもあります。それはもちろん教材の中身を吟味し、精査をして検討した結果でございます。

塩谷委員

では、来年度の「総合英語Ⅱ」において、どの教科書を採択するかについては、1年生で採用した教科書が、2年生も同じように引き継がれるとは限らず、毎年検討されるという事ですね。承知いたしました。

保科委員

資料8ページの教科・国語「古典探究」についてお伺いします。この科目の教科書採択変更については、変更理由Ⅰ、Ⅱに記載のとおり説明がありました。

Ⅰには「生徒の自発的な学習を促す構成」となっていることが、採択変更の理由と記載があります。これは、生徒の学習レベルを上げるため適切な教科書採択を目指した、という解釈になるかと思うのです。

その意味では、特に初年度においては、教員側の準備等の負担も大きくなりますが、非常にチャレンジングな教科書採択だったのではないかなと、感じています。

高校において、こうしたチャレンジをしていただけているということは、非常に素晴らしいと思います。小中学校の教科書採択に携わっている我々も、こういう視点を取り入れていきたいと考えております。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。ないようですので、議第30号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第 30 号案は承認いたしました。

それでは、次に、「議第 31 号 富士市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

中央図書館長の説明

（議第 31 号 富士市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱について説明する）

教育長

これより、議第 31 号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

御質問はないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第 31 号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

（委員から「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第 31 号案は承認いたしました。

それでは、次に、「議第 32 号 富士市指定有形文化財の指定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

文化財課長

（議第 32 号 富士市指定有形文化財の指定について説明する）

教育長

これより、議第 32 号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

保科委員

富士市の歴史を探究する意味でも、非常に貴重な資料群であることは、よく分かりました。

その上で、お伺いしたいのは、市の文化財指定にするまでの期間についてです。29 ページの経過を見ると、取り掛かりから指定に至るまでの審議期間としては、最初のアクションが令和元年の 5 月、現在は令和 7 年ですので、6 年ぐらいかかったことになると思います。

これは、過去の他のものと比較したとき、一般的なケースなのでしょうか。

博物館長

一般的な事例と比較すると、かなり時間がかかった方だと思います。

理由として、六所家の資料点数が膨大であるということや、資料の分類がなかなか定まらなかったことが挙げられます。

特に、証憑資料^{しょうひょう}については、現在も文科省の科研費をとり、名古屋大学の名誉教授を中心としたチームで調査を進めています。

文化財保護審議会が一番ネックになったのは、「どこまでの時代を指定にするか」と「何を指定にするか」についてで、かなりいろいろな御意見がありました。

さらに、これまでの報告書を積み重ねて令和2年度に『富士山東泉院の歴史』を刊行しているのですが、それまでに評価が定まらなかったため、大分時間を要したという経緯があります。

通常の指定文化財ですと、例えば最近では、中原第4号墳の古墳遺物や東平第1号墳の遺物がございましたが、これらは、ある程度まとまって報告書が出た段階ですぐ評価が出たため、かなり早く指定することができました。

しかし、今回の六所家に関する資料の指定には、いろいろと紆余曲折があり検討する部分が多かったため、これだけ時間がかかったということがございます。

保科委員

よく分かりました。ありがとうございます。

和久田委員

32ページの『「富士山東泉院関係資料」リストについて』からお伺いします。※印2つ目に「ただし、埋蔵文化財はこのリスト対象の方針から除く。」とあります。これはどういうことなのでしょう。

博物館長

埋蔵文化財については、「東泉院の歴史」以前の物も遺跡として入っていました。敷地内で発掘調査を行ったとき、平安時代の土器等も含まれていたため、それらをどう判断するか、様々な議論の対象になった部分です。

また東泉院の中で、いわゆる戦国時代以降の遺物として、景德鎮や大名が使う特殊な陶器が出土したため、その評価をどうするか非常に意見の分かれた部分です。

本来、歴史資料というと古文書が中心になるので、古文書の史料の分け方で判断するのですが、埋蔵文化財は明らかに外れている部分があります。敷地に出てきたものについては、基本的に六所家の史料になるであろうことを含めて考えると、このリストの分類の方針とは大分離れてきます。

埋蔵文化財の遺物については、時代も含めて全体を対象にするため、そこと区別し「このリストの方針には従わない（方針から除く。）」こととなりますので、このように表記いたしました。

和久田委員

それらについても、管理はするのですか。

博物館長

はい。基本的に、埋蔵文化財の遺物については、文化財保護法の規定により、きちんと管理することが示されています。

埋蔵文化財の遺物は、実は遺失物として警察に1回届出しなければなりません。遺失物として届けて、6ヶ月間経つことで所有者が変わるということになります。平成10年までは、こうした遺物は国が保有することになっていましたが、これが権限委譲の関係で県に降りてくることになりました。現在は、県保有の上、市で管理するという形になっています。

富士市も含め、全国的に様々な所で遺跡を掘っておりますが、このことに関しては一律同じような管理方式になるため、遺物は全て管理するということになります。

和久田委員

ありがとうございます。

塩谷委員

一つ確認させてください。一部に寄託納品があるとのことですが、これは特定の個人の物ですか。それともかなり散逸してしまっている個人の物なのか、その辺りの実態について教えていただければと思います。

博物館長

これについては、実際に六所家24代御当主のお子さんがいらっしゃるという事情から、御名前を出しておりますが、その方の家に伝わってきた物について、指定させていただいております。

現在は博物館に全て揃っています。ある程度一定のまとまったものについては、寄贈いただいたのですが、その一部については「個人所有」を外さずに寄託という形になっています。

塩谷委員

その所有者の方に対しては、このような形になることについて異議等がないという事なのですね。

博物館長

はい、それについては、内諾をいただいております。

塩谷委員

分かりました。

松田委員

東泉院の話については、たまに耳にすることがあります。

富士市にはかぐや姫伝説がありますが、新たなかぐや姫に関する姿や事実が明らかになっていくのかなという想いや、ワクワク感を感じながら話を聞いていました。

例えば、私が子どもたちにかぐや姫の話をすると「最後は月に帰ったよ」と話をするのですが、指定文化財のことについてこうした話がある以上、今後の未来に向かって、今日の議題が、よりここから派生したものになっていくといいなと思います。

こういう時間を大事にしながら、古文書に書かれているものと富士市にある伝説が繋がり、富士市ならではの物語になっていくといいですね。

子どもたちに伝わるものには、絶対的に通じるものがあると思います。今はどうしても単に「文化財に指定する」という事実だけを見てしまいがちですが、ぜひ教育委員会で、これからのお子さんを含めた様々な方に対し、こうした活きた事実をしっかりと伝えていただきたいなと感じながら、お話を聞かせていただきました。

和久田委員

かぐや姫のことについて話題がありましたのでお伺いします。

先日、富士山かぐや姫ミュージアムで、絵本を借りて拝読したところ、「^{おきな}翁が神様でかぐや姫が大菩薩だった」というお話の展開になっていました。

「かぐや姫が富士山に帰っていった」までは、富士のかぐや姫ということで絵本を見たことはありましたが、この手の展開は初めて知りました。そういう絵本も出しているのですか。

博物館長

博物館で出しているかぐや姫の本は、今回の指定文化財の一部に関係する「富士山大縁起」の内容を絵本にした形になります。

「赫夜姫富士山大縁起」では、浅間神社関係について取り扱っています。浅間神社自体がもともと富士山の火伏としての役割を持っています。火を治め、噴火を治めるための信仰として浅間大社ができました。そうした信仰がある中で、富士市にはかぐや姫の伝承が受け継がれており、それと富士山信仰を合わせたような形になります。

もうひとつ、「神仏分離・神仏習合」という考えがあります。平安時代の段階で、神と仏を一緒にする信仰が始まりました。「かぐや姫は浅間大菩薩であった」という結論は、最終的にかぐや姫の女神信仰が伝承する中で、富士山との所縁を強めるため、富士山信仰と結びつけたと考えることができます。

松田委員からも御意見をいただきましたが、こうしたお話を広めていくことが、我々富士山かぐや姫ミュージアムの使命だと思っています。そのため、高校生ボランティアの方々に関連ブースを説明していただくような催し物を開いたりしています。

当館が出している絵本についても、今後は子ども向けにいろいろとお話ができるような取組をしていきたいと考えています。どうしても指定文化財では、難しい展示が中心になってしまいますが、もっと分かりやすいものを目指さなければいけないことを博物館職員も感じていますので、そういったことに心がけていきたいなと思っております。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第３２号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

（委員から「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第３２号案は承認いたしました。それでは、次に、追加案件であります「議第３３号 富士市立吉永第二小学校学校運営協議会委員の委嘱について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

（議第３３号 富士市立吉永第二小学校学校運営協議会委員の委嘱について説明する）

教育長

これより、議第３３号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

御質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第３３号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

（委員から「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第３３号案は承認いたしました。これをもちまして、本日の審議事項は全て終了致しました。

引き続き、各課等の予定事項をお願いします。

教育総務課長、学校教育課長、学務課統括主幹、社会教育課長、文化財課長、中央図書館長、富士市立高校事務長、教育研修・特別支援教育センター所長、青少年相談センター所長、博物館長の順で説明

教育長

ただ今、説明のありました各課の予定事項につきまして、何か御質問がございますか。

和久田委員

文化財課の報告にありましたが、8月3日の「沼津市連携夏休み体験イベント」とは、どのような活動ですか。

文化財課長

沼津市と富士市の遺跡繋がりということで、一緒に遺跡に関する講座を開こうという趣旨の催しですが、詳細についてはまた追ってお知らせします。

保科委員

2点お伺いします。

中央図書館の報告にありました「ビブリオバトル2025」を見学させていただきました。非常に参加人数が多かったですね。また、聴衆の方もすごく多くて、素晴らしいなと思いました。本好きの参加者の方のプレゼンを聞いて、非常に私自身も興味深く拝見いたしました。

もし可能であれば、これまでの参加者、大人の部、小学生、中学生、高校生の予選をやっているのであれば、予選に対する参加者数やどのような推移なのか等を教えていただきたいなと思います。

また、気になったのは、中学生がどれくらいこのイベントに興味を持っているかという点です。その辺が把握できるデータを見せていただきたいなという点でございます。

次回以降で構いませんので、お願いできますか。

中央図書館長

基本的に予選はなく、参加者が全員発表している形です。過去の詳細は分かりませんが、今回で第8回目になりますが、近年予選が出るほどの、人数の申込みはないのかなと思っております。

現段階では、過去の参加者データ等は把握しておりませんので、確認して御紹介させていただきたいと思います。

保科委員

ぜひ国語離れ・読書離れを防ぎたいという観点からもお願いしたいと思います。

2点目のお伺いです。私には小学生の息子がいるのですが、夏休みの課題を持って参りました。いわゆるひと昔で言う『夏休みの友』のような練習帳と、選択課題・自由研究の類で、「夏の課題として、自分が取り組みたいと思った1点を選ぶ」となっています。しかし、本当の主体的な学びからすれば「何点でもいいよ」というのがあるべき姿ではないかな、と思ってはいるのですが。

そうした中で、小学校と中学校で読書感想文がどれぐらい出ているのかについて、データがあれば数か年分、教えていただきたいなと思います。また、その中には、例えばＡＩを利用して回答を提出している可能性もかなりあるのではないかと思います。学校ではそうした件数が何件ぐらいあるか、また、それらに対し、どのように取り扱っているのか、把握されておられますか。

そこも含めて、データで見させていただきたいなと思っております。

学校教育課長

次回までに、準備することといたします。ＡＩによる回答については、結構な数が考えられるのではないかと思います。

保科委員

その場合、先生方はどのように対応されるのでしょうかね。

学校教育課長

対応は難しいですね。「君は、ＡＩを使って回答したでしょう？」と問うても「いえ、自分でやりました」といわれればそれまでですので、今後の課題にもなると思います。確認いたします。

和久田委員

読書についての話題の繋がりから、議第３１号に関することでお伺いします。先ほどは人事に関する件でしたので「異議なし」で進行いただきましたが、２６ページに「富士市子ども読書活動推進計画を策定している」と記載がありました。次回以降で構いませんので、この計画内容を見ることが可能であれば見せていただきたいと思います。というのも、子どもたちの本離れが気になりまして、１０年前の計画というものとはきっと違うのだろうと、色々考えるとところがございました。

もう１点は、先日私も参加した「県立高等学校の在り方に係る地域協議会」についてです。富士市立高校がこの動きに巻き込まれていく状況になっております。今後、市立高校がどうなっていくのかということを含めて、富士地域の学校の編成が、富士市の未来に大きく影響してくるだろうと思われれます。

協議会自体は終了しましたが、今後は、県と市や学校とが、個々に相談・協議していくと聞いております。その辺りの進捗状況や新たな情報等がありましたら、また教えていただければと思います。

中央図書館長

１点目の「富士市子ども読書活動推進計画」についてお答えします。

こちらは、現在第３次計画に入っております。第３次計画は令和４年から令和１３年ということで、令和８年度の見直しに向けて、本年度は各小学校、

幼稚園、保育園に御協力いただきアンケートを採っているところでございます。推進計画については、何年か前のものになりますので、確認し対応させていただきますと思います。

教育総務課長

2点目の「県立高等学校の在り方に係る地域協議会」と富士市立高等学校に係る件についてお伝えします。

先ほどの説明の通り、県教育委員会では今後グランドデザインの具現化に向けて、個別に学校や各市と協議を進めていくとのことです。池上県教育長のお話では、スピード感を持って進めていくとのことでした。

富士市立高校も地区の公立高校です。当然ながら県教委と、意見交換しながら進めていくものですから、機をとらえて、教育委員の皆様にも情報提供させていただきたいと思っております。また御意見をお願いしたいと思えます。

文化財課長

先ほど和久田委員から御質問のありました「沼津市連携夏休み体験イベント」について御説明いたします。副タイトルに「昔の世界へタイムスリップ」とあり、8月3日の午前10時から午後3時まで開催します。場所は沼津市の市民文化センターで、富士市埋蔵文化財の職員を中心に、沼津市と連携した事業です。活動内容は、土器づくり体験、勾玉づくり体験、発掘調査体験、弓矢体験などを予定しています。

和久田委員

ありがとうございます。開催場所が沼津市ということですが、富士市からのぐらい参加されたか、また御報告いただければありがたいです。よろしくをお願いします。

教育長

他に質問がありませんか。ないようですので、次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。

8月20日(水曜日)午後1時30分から市庁舎6階第1、第2会議室にて、教育委員会会議を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。